

# 平成31年第5回富山県教育委員会議事日程

4月8日（月）午後4時15分

教育委員会室

- 1 会議録の承認について  
平成31年3月4日開催の平成31年第3回富山県教育委員会会議録の承認について
- 2 議決事項  
議案第14号 富山県立図書館条例施行規則一部改正の件  
議案第15号 公立学校教員の採用の選考資格に関する規程の一部改正の件
- 3 報告事項  
(1) 臨時代理について（富山県教育委員会事務決裁規程一部改正の件）  
(2) 平成31年度富山県公立学校新規採用教員配置状況について
- 4 その他  
今後の教育委員会等の日程について



議案第14号

富山県立図書館条例施行規則一部改正の件

富山県立図書館条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成31年4月8日提出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二美男

富山県立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

富山県立図書館条例施行規則（昭和39年富山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に、

1. 大正	年 月 日	を
2. 昭和		
3. 平成		

年 月 日	に改める。
-------	-------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

富山県立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

生涯学習・文化財室

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	平成 31 年 5 月 1 日から新元号に切り替わることに伴い、富山県立図書館条例施行規則について所要の改正を行うもの
2 改正規則案の内容	<p>第 1 改正の内容 改元に伴う様式の規定整備（元号を削除） （別記第 3 号様式）</p> <p>第 2 施行期日 公布の日</p>
3 他の規則等との関連	<p>1 富山県立図書館条例（改正なし）</p> <p>2 富山県立図書館利用規程（改正なし）</p>



議案第15号

公立学校教員の採用の選考資格に関する規程の一部改正の件

公立学校教員の採用の選考資格に関する規程の一部を次のように改正する。

平成31年4月8日 提出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二美男

別記様式中

「

② 受検区分	一般選考	特別選考					
		社会人 経 験	教 職 経 験	特 定 資 格	国 際 貢 献	ス ポ ー ツ 実 績	身 体 障 害

を

「

② 受検区分	一般 選考	特別選考						
		社会人 経 験 A	社会人 経 験 B	教 職 経 験	特 定 資 格	国 際 貢 献	ス ポ ー ツ 実 績	障 害 者

に、

「

⑧ 受 検 種 目	小学校(体育・オルガン)
	中学・高校 [ ( ) ]
	特別支援 小 (体育・オルガン)
	特別支援(A・B)中・高 [ ( ) ]
	養護教諭

を

「

⑧ 受 検 種 目	小学校(体育・オルガン)
	中学・高校 [ ( ) ]
	特別支援(A・B) 小 (体育・オルガン)
	特別支援(A・B)中・高 [ ( ) ]
	養護教諭

に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月11日から施行する。

公立学校教員の採用の選考資格に関する規程の一部改正案要綱

教育委員会教職員課

項 目	説 明
1 改正の趣旨、必要性	<p>優秀な人材確保のため、2020年度教員採用選考検査から、選考検査の受検資格等を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p>(1) 人材確保の困難な一部教科について、特別選考「社会人経験」の対象を教員免許状を有さない社会人にも拡充する。</p> <p>(2) 障害者雇用の促進を図るため、特別選考「身体障害」を知的障害等も含む「障害者」に変更する。</p> <p>(3) 特別支援学校教諭の人材確保の観点から、特別支援学校Bの受検教科（科目）に小学校を追加する。</p>
2 改正の内容	<p>上記見直しに伴い、規程第4条第1項に基づき志願者が教育長に提出する願書の様式について、所要の改正を行う（別記様式）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「受験区分」のうち、「社会人経験」を「社会人経験A、社会人経験B」に、「身体障害者」を「障害者」に改正</li> <li>・ 「受験種目」のうち、「特別支援 小」を「特別支援（A・B）小」に改正</li> </ul>
3 施行期日	<p>平成31年4月11日</p>





富山県公立学校教員採用選考検査の変更について

平成31年4月8日  
教 職 員 課

優秀な人材確保のため、教員採用選考検査の受検者確保に向けて、選考検査の受検資格等を下記のとおり、見直すもの

1 特別選考の「社会人経験」を「社会人経験A」「社会人経験B」に区分

人材確保の困難な一部教科について、教員免許状を有さない社会人に門戸を広げ、特別免許状を発行することにより専門性の高い人材の確保を目指す。

	対 象	募集教科
社会人経験A	教員免許状を有する社会人経験者	全教科
新 社会人経験B	教員免許状を有さない社会人経験者	工業、看護、福祉

2 特別選考「教職経験」の検査内容を変更

他県での教職経験者のUJターンを促進するため、「教職経験」の1次検査を「集団面接」のみとし、特別選考の検査内容である「小論文」、「個人面接」及び「専門教科筆答検査」を免除する。

3 特別選考「身体障害」を「障害者」に変更

特別選考の障害者枠を、身体障害のみから「知的障害」「精神障害」まで広げ、障害者雇用の促進を図る。

4 受検種目 特別支援学校の資格要件等の緩和

特別支援学校教諭の人材確保の観点から、受検種目「特別支援学校B」の受検教科（科目）に小学校を追加する。特別選考の受検種目に「特別支援学校B」追加する。

受検区分	受検種目	基礎免許状	特別支援学校教諭普通免許状	
			所有または取得見込	なし
一般選考	特支A	小学校 中学校 高等学校	○	×
	特支B	小学校 中学校 高等学校	×	○
特別選考	特支A	小学校 中学校 高等学校	○	×
	特支B	小学校 中学校 高等学校	×	○

新規追加

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定に基づき報告します。

平成31年4月8日 提 出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二美男

記

富山県教育委員会事務決裁規程一部改正の件

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	富山県事務決裁規程の一部改正に伴い、所要の規定整備を行うもの
2 規則案の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公文書の開示決定、保有個人情報の開示の決定及び保有個人情報の訂正・利用停止の決定にかかる教育長専決を室課長及び出先機関の長に一部移譲</li> <li>・出先機関等の長の休暇にかかる教育長専決を出先機関の長に一部移譲</li> <li>・海外旅行にかかる教育企画課長回議の省略</li> </ul>
3 施行期日	平成31年4月1日
4 他の規則等との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山県事務決裁規程</li> </ul>

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成31年3月29日

富山県教育委員会

教育長 渋谷 克人

富山県教育委員会訓令第1号

本 庁

出先機関

教育機関

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会事務決裁規程（昭和63年富山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1共通専決事項(1)の表室課長専決事項の欄第5号中「法令等の規定により期間を定めて一般の閲覧等に供されたもので、当該期間が終了したものに限り」を「一の開示請求に係る公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項が全ての室課及び出先機関にわたるものを除く」に改め、同欄第6号中「法令等の規定により期間を定めて一般の閲覧等に供されたもので、当該期間が終了したものに限り」を「一の開示請求に係る保有個人情報に記載されている公文書の名称その他の保有個人情報を特定するに足りる事項が全ての室課及び出先機関にわたるものを除く」に改め、同欄中第15号を第16号とし、第7号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 保有個人情報の訂正又は利用停止の決定に関すること。

別表第1の1共通専決事項(1)の表出先機関等の長専決事項の欄第4号中「法令等の規定により期間を定めて一般の閲覧等に供されたもので、当該期間が終了したものに限り」を「一の開示請求に係る公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項が全ての室課及び出先機関にわたるものを除く」に改め、同欄第5号中「法令等の規定により期間を定めて一般の閲覧等に供されたもので、当該期間が終了したものに限り」を「一の開示請求に係る保有個人情報に記載されている公文書の名称その他の保有個人情報を特定するに足りる事項が全ての室課及び出先機関にわたるものを除く」に改め、同欄中第15号を第16号とし、第7号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

るものを除く」に改め、同欄中第18号を第19号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第12号中「3日」を「5日」に改め、同号を同欄第13号とし、同欄中第11号を第12号とし、第6号から第10号を1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 保有個人情報の訂正又は利用停止の決定に関すること。

別表第3第1項中「(海外旅行(学校の教員に係るものを除く。))に係るものを除く。)」を削る。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

現行	改正後	備考																
<p>○富山県教育委員会事務決裁規程 第1条～第11条 略 (関係室課等への回議)</p> <p>第12条 事案の内容が本庁の他の室課の事務に係るものについては、当該関係室課長に回議しなければならぬ。ただし、別表第3に掲げる事案については、回議を省略することができる。</p> <p>第2項～6項 略</p> <p>第13条 略</p> <p>別表第1 (第4条―第6条関係)</p> <p>1 共通専決事項(1)</p>	<p>○富山県教育委員会事務決裁規程 第1条～第11条 略 (関係室課等への回議)</p> <p>第12条 同左</p> <p>第2項～6項 略</p> <p>第13条 略</p> <p>別表第1 (第4条―第6条関係)</p> <p>1 共通専決事項(1)</p>	<p>○事務の簡素化・効率化 (教育長専決の一部下位移議)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="798 116 853 443">室課長専決事項</th> <th data-bbox="798 443 853 1924">出先機関等の長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="853 116 901 443">(1)～(4) 略</td> <td data-bbox="853 443 901 1924">(1)～(3) 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 116 1370 443">(5) 公文書(法令等の規定により期間を定めて一般の閲覧等に供されたもので、当該期間が終了したものに限り)の開示の決定に関すること。</td> <td data-bbox="901 443 1370 1924">(4) 公文書(一の開示請求に係る公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項が全ての室課及び出先機関にわたるものを除く。)の開示の決定に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1370 116 1473 443">(6) 保有個人情報(法令等の規定により期間を定めて一般の閲覧等に供されたもので、当該期間が終了したものに限り)</td> <td data-bbox="1370 443 1473 1924">(5) 保有個人情報(一の開示請求に係る保有個人情報が記載されている公文書の名称その他の保有個人情報特定するに足りる事項が全</td> </tr> </tbody> </table>	室課長専決事項	出先機関等の長専決事項	(1)～(4) 略	(1)～(3) 略	(5) 公文書(法令等の規定により期間を定めて一般の閲覧等に供されたもので、当該期間が終了したものに限り)の開示の決定に関すること。	(4) 公文書(一の開示請求に係る公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項が全ての室課及び出先機関にわたるものを除く。)の開示の決定に関すること。	(6) 保有個人情報(法令等の規定により期間を定めて一般の閲覧等に供されたもので、当該期間が終了したものに限り)	(5) 保有個人情報(一の開示請求に係る保有個人情報が記載されている公文書の名称その他の保有個人情報特定するに足りる事項が全	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="798 443 853 1924">室課長専決事項</th> <th data-bbox="798 1924 853 2067">出先機関等の長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="853 443 901 1924">(1)～(4) 略</td> <td data-bbox="853 1924 901 2067">(1)～(3) 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 443 1370 1924">(5) 公文書(一の開示請求に係る公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項が全ての室課及び出先機関にわたるものを除く。)の開示の決定に関すること。</td> <td data-bbox="901 1924 1370 2067">(4) 公文書(一の開示請求に係る公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項が全ての室課及び出先機関にわたるものを除く。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1370 443 1473 1924">(6) 保有個人情報(一の開示請求に係る保有個人情報が記載されている公文書の名称その他の保有個人情報特定するに足りる</td> <td data-bbox="1370 1924 1473 2067">(5) 保有個人情報(一の開示請求に係る保有個人情報が記載されている公文書の名称その他の保有個人情報特定するに足りる事項が全</td> </tr> </tbody> </table>	室課長専決事項	出先機関等の長専決事項	(1)～(4) 略	(1)～(3) 略	(5) 公文書(一の開示請求に係る公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項が全ての室課及び出先機関にわたるものを除く。)の開示の決定に関すること。	(4) 公文書(一の開示請求に係る公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項が全ての室課及び出先機関にわたるものを除く。)	(6) 保有個人情報(一の開示請求に係る保有個人情報が記載されている公文書の名称その他の保有個人情報特定するに足りる	(5) 保有個人情報(一の開示請求に係る保有個人情報が記載されている公文書の名称その他の保有個人情報特定するに足りる事項が全	
室課長専決事項	出先機関等の長専決事項																	
(1)～(4) 略	(1)～(3) 略																	
(5) 公文書(法令等の規定により期間を定めて一般の閲覧等に供されたもので、当該期間が終了したものに限り)の開示の決定に関すること。	(4) 公文書(一の開示請求に係る公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項が全ての室課及び出先機関にわたるものを除く。)の開示の決定に関すること。																	
(6) 保有個人情報(法令等の規定により期間を定めて一般の閲覧等に供されたもので、当該期間が終了したものに限り)	(5) 保有個人情報(一の開示請求に係る保有個人情報が記載されている公文書の名称その他の保有個人情報特定するに足りる事項が全																	
室課長専決事項	出先機関等の長専決事項																	
(1)～(4) 略	(1)～(3) 略																	
(5) 公文書(一の開示請求に係る公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項が全ての室課及び出先機関にわたるものを除く。)の開示の決定に関すること。	(4) 公文書(一の開示請求に係る公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項が全ての室課及び出先機関にわたるものを除く。)																	
(6) 保有個人情報(一の開示請求に係る保有個人情報が記載されている公文書の名称その他の保有個人情報特定するに足りる	(5) 保有個人情報(一の開示請求に係る保有個人情報が記載されている公文書の名称その他の保有個人情報特定するに足りる事項が全																	

<p>_____。 ) の開示 の決定に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(7)~(15) 略</p> <p>(6)~(11) 略</p> <p>(12) 出先機関等の長及び職員の勤務 時間及び休憩時間の割振り、時間 外勤務、休日勤務、夜間勤務、宿 日直勤務及び特殊勤務並びに休暇 (出先機関等の長にあつては、<u>3</u> 且未滿のものに限る。) 及び欠勤 に関すること (事務部長等の専決 事項に係るものを除く。)</p> <p>(13)~(18) 略</p>	<p>事項が全ての室課及び出先機関 にわたるものを除く。) の開示 の決定に関すること。</p> <p>(7) 保有個人情報の訂正又は利用 停止の決定に関すること。</p> <p>(8)~(16) 略</p>	<p>ての室課及び出先機関にわたるも のを除く。) の開示の決定に関す ること。</p> <p>(6) 保有個人情報の訂正又は利用停 止の決定に関すること。</p> <p>(7)~(12) 略</p> <p>(13) 出先機関等の長及び職員の勤務 時間及び休憩時間の割振り、時間 外勤務、休日勤務、夜間勤務、宿 日直勤務及び特殊勤務並びに休暇 (出先機関等の長にあつては、<u>5</u> 且未滿のものに限る。) 及び欠勤 に関すること (事務部長等の専決 事項に係るものを除く。)</p> <p>(14)~(19) 略</p>	<p>○事務の簡素 化・効率化 (教育長専決の 一部下位移議)</p>
<p>_____。 ) の開示 の決定に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(7)~(15) 略</p> <p>(6)~(11) 略</p> <p>(12) 出先機関等の長及び職員の勤務 時間及び休憩時間の割振り、時間 外勤務、休日勤務、夜間勤務、宿 日直勤務及び特殊勤務並びに休暇 (出先機関等の長にあつては、<u>3</u> 且未滿のものに限る。) 及び欠勤 に関すること (事務部長等の専決 事項に係るものを除く。)</p> <p>(13)~(18) 略</p>	<p>事項が全ての室課及び出先機関 にわたるものを除く。) の開示 の決定に関すること。</p> <p>(7) 保有個人情報の訂正又は利用 停止の決定に関すること。</p> <p>(8)~(16) 略</p>	<p>ての室課及び出先機関にわたるも のを除く。) の開示の決定に関す ること。</p> <p>(6) 保有個人情報の訂正又は利用停 止の決定に関すること。</p> <p>(7)~(12) 略</p> <p>(13) 出先機関等の長及び職員の勤務 時間及び休憩時間の割振り、時間 外勤務、休日勤務、夜間勤務、宿 日直勤務及び特殊勤務並びに休暇 (出先機関等の長にあつては、<u>5</u> 且未滿のものに限る。) 及び欠勤 に関すること (事務部長等の専決 事項に係るものを除く。)</p> <p>(14)~(19) 略</p>	<p>○事務の簡素 化・効率化(回議 の省略)</p>
<p>2~4 略</p> <p>別表第2 略</p> <p>別表第3 (第12条関係)</p> <p>回議を省略することのできる事案 教育企画課長に回議するものうち次に掲げるもの</p> <p>1 旅行命令 (海外旅行 (学校の教員に係るものを除く。) に係る ものを除く。)</p> <p>2 支出負担行為</p>	<p>2~4 略</p> <p>別表第2 略</p> <p>別表第3 (第12条関係)</p> <p>回議を省略することのできる事案 教育企画課長に回議するものうち次に掲げるもの</p> <p>1 旅行命令</p> <p>2 支出負担行為</p>	<p>2~4 略</p> <p>別表第2 略</p> <p>別表第3 (第12条関係)</p> <p>回議を省略することのできる事案 教育企画課長に回議するものうち次に掲げるもの</p> <p>1 旅行命令</p> <p>2 支出負担行為</p>	<p>○事務の簡素 化・効率化(回議 の省略)</p>

# 平成31年度 新規採用教員 採用状況(配置別人数)

平成31年4月8日

教 職 員 課

校種		性別		合 計	備 考
		男 性	女 性		
小 学 校	H31	64 ( 1 )	90 ( 6 )	154 ( 7 )	社会人経験1 教職経験6
	H30	67 ( 2 )	89 ( 5 )	156 ( 7 )	社会人経験1 教職経験6
中 学 校	H31	47 ( 1 )	34 ( 1 )	81 ( 2 )	社会人経験1 スポーツ実績1
	H30	40 ( 11 )	26 ( 0 )	66 ( 11 )	教職経験5 社会人経験3 スポーツ実績3
高 等 学 校	H31	15 ( 2 )	12 ( 3 )	27 ( 5 )	社会人経験3 特定資格2
	H30	14 ( 2 )	18 ( 3 )	32 ( 5 )	教職経験3 特定資格2
特 別 支 援 校 特 学	H31	13 ( 2 )	25 ( 0 )	38 ( 2 )	教職経験1 スポーツ実績1
	H30	21 ( 2 )	21 ( 1 )	42 ( 3 )	特定資格1 スポーツ実績1 身体障害1
合 計	H31	139 ( 6 )	161 ( 10 )	300 ( 16 )	社会人経験5 教職経験7 特定資格2 スポーツ実績2
	H30	142 ( 17 )	154 ( 9 )	296 ( 26 )	社会人経験4 教職経験14 特定資格3 スポーツ実績4 身体障害1

( ) は特別選考による採用者数(内数)



参 考

## 今後の教育委員会等の日程について

- 平成31年5月24日（金） 13:00 予定  
教育委員会（教育委員会室）

